

埼玉県立鷺宮高等学校

いじめの防止等のための基本的な方針

目次	1
はじめに	2
第1 いじめ問題についての校内組織	2
第2 いじめの未然防止のための取り組み	2
第3 いじめ早期発見への取り組み	3
第4 いじめの早期解決への取り組み	4
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	4
第6 その他いじめの防止等に関する取り組み（ネット上のいじめ）	5
第7 いじめの疑いの発覚からいじめ解消までの流れ	6
第8 いじめ防止対策に向けた年間指導計画	7

はじめに

埼玉県立鷲宮高等学校（以下、「本校」という）は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して生き生きと生活できる学校づくりのため、いじめの防止対策の基本方針を策定する。

本校は、「いじめの発生ゼロ」を目標として教職員が一丸となって「いじめを許さない」環境の構築に取り組む。また、この基本方針を定期的に点検し、本校の実情に応じて必要な改善を行いつつ、具体的な対策を講じ、いじめの防止を全校をあげて推進する。

第1 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校では、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行う目的で「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) この委員会は、管理職、生活指導主任、学年主任、養護教諭を基本構成員とする。ただし、個々の事案に応じて、学級担任・部活動顧問・該当学年生活指導部等の参加を求める。
- (2) 必要に応じて、スクールカウンセラー等、心理の専門家、さらに場合によっては「いじめ・非行対応支援チーム」の協力を埼玉県教育委員会に要請する。
- (3) いじめの疑いのある行為が発覚した場合には、直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、埼玉県教育委員会に報告するとともに組織的な対応の検討に入る。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」では、アンケート調査などを実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いのある事案に対しては、迅速な聞き取り調査等により事実関係の把握と情報共有による組織的な対応を行う。また、再発防止に向けても努力する。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」は、定期的に（7月・12月・3月）に開催する。
- (6) 「いじめ防止対策委員会」は、基本方針を定期的に点検し、実情に応じて改善を図る。

第2 いじめ未然防止のための取り組み

本校は、「いじめほどの生徒にも起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」との認識のもと、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせない未然防止の取り組みを以下のように実施する。

- (1) 平素から、職員会議や校内研修等を通じて、いじめ防止対策推進法における「いじめの法的な定義」の確認、及びいじめの疑いのある事案発生からの「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な対応の流れについて全教職員の共通理解を図る。
- (2) 生徒に対しては、学校の教育活動全体を通して、日常的にいじめについて考える機会を設け、「いじめは人として絶対に許されない」という意識を定着させる。また、積極的に授業や学校行事に参加させるための、授業づくり、集団づくりに努め、円滑に他者とのコミュニケーションを図ることのできる能力を育てる。
- (3) 在り方生き方教育や人権教育等との連携を図る。
- (4) いじめの背景には、生徒たちがかかえるさまざまなストレスがあると考えられる。生徒がのびのびと学校生活を送れるように、教職員も、日頃の指導方法や言動については謙虚に振り返ることが必要であり、つねに生徒との信頼関係を築きあげることに努める。
- (5) 「いじめ未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。日頃の学習指導や学級活動、学校行事などのあらゆる教育活動を通じて様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育て、生徒一人一人が学級内・学校内に自分の居場所を確保できるように指導する。

【具体的な取り組み】

- ア 生活指導部は、各学期の始業式や終業式等において、生活指導部主任注意の中で、「いじめは人として絶対に許されない」という意識を生徒に定着させる。
- イ 生活指導部は、新入生オリエンテーションにおいて「人間関係の在り方」について指導し、今後の学校生活において「いじめは絶対に許さない」という方針を周知する。
- ウ 生活指導部は、長期休業前に配布する生徒及び保護者宛ての文章に「いじめは人として絶対に許されない」という基本方針を明記し、家庭における協力をお願いする。
- エ 生活指導部は、年1回以上は全教職員対象の「いじめ防止のための校内研修会」を開催する。

第3 いじめ早期発見への取り組み

本校では、いじめ事案における対応では、「早期発見・早期対応」が何よりも重要と考え、生徒の些細な変化に気づき、そして情報の共有化を図り組織的に対応するため、以下の取り組みを行う。

- (1) 全教職員は、一人一人がいじめに対してアンテナを高くし、担任・各教科・学年・生活指導部などとの連携を密にし、いじめと疑われるどんな些細なことでも情報を共有する体制を確立する。
- (2) 日々、生徒と顔を合わせる担任の生徒監察は早期発見において重要である。毎日のHRや二者面談や三者面談を通じて、生徒の些細な変化からいじめを見逃さないように努める。また、学年主任は毎週の学年会において各クラスの生徒の様子を担任に確認し、必要があれば生活指導部等と情報を共有する。
- (3) いじめアンケート調査や面談等において、いじめを100%把握できるかという点と難しい。なぜなら、本人が自らいじめ情報を教職員に報告することは勇気がいることであり、本人以外の生徒でも勇気のいることであることを理解すべきである。教職員は、このことを踏まえ、すべての生徒の些細な情報をも敏感に感じ取っていじめのサインを見逃さないように努める。

【具体的な取り組み】

- ア 全教職員は、日頃から生徒のいじめのサインを見逃さないように努める。とくに担任は気になる生徒がいる場合には、保護者との連絡を密にして対応が遅れないようにする。気になる情報については、個人で抱えずに学年等で情報を共有し、いじめの疑いのある場合には、直ちに生活指導部主任等に報告して「いじめ防止対策委員会」を招集して、事実の確認と組織的な対応の検討を求める。
- イ 担任は、三者面談（6月）や二者面談（4月、修学旅行期間、集団宿泊研修期間）において、いじめの問題について情報交換をするとともに、日頃から気になる生徒に関しては保護者と頻繁に連絡を取るなど、家庭における生徒の様子（いじめのサイン）も見逃さないように努める。
- ウ 学年主任は、毎週の学年会において各クラスの生徒の様子を把握し、学年としての共通認識に立った指導を行い、必要があれば生活指導部と情報の共有を図る。
- エ 生活指導部では、生徒及び保護者対象の「いじめアンケート」を年3回（5月・10月・1月）実施していじめの早期発見に生かす。また、生徒対象の「事故・被害調査」を各学期の当初に実施し、この調査からも生徒の状況を把握していじめの早期発見に努める。

第4 いじめの早期解決への取り組み

いじめの疑いのある行為を発見、又は生徒からいじめ相談を受けた教職員は、いじめかどうかの判断を個人で判断すべきではない。速やかに学年主任と生活指導部主任に報告し、管理職とも連携して、直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集して組織的な対応の検討を求める。

- (1) 「いじめ防止対策委員会」は、速やかに事実関係を把握すると共に、組織的な対応の検討に入る。被害生徒を守ることを第一に、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で指導する。
- (2) 被害生徒に対しては、加害者の恨みや憎しみ等から生じた一方的ないじめは別にしても、友人関係に近い間柄にあった生徒がつい調子に乗って、あるいは好意から行った行為や言動が相手側に不愉快な思いをさせてしまうケースも少なくない。このような場合には、今後のことを考えて両者が再び良好な関係を続けられるように努めることが重要と考える。ただし、教職員の指導が入る前に、あるいは教職員の指導により、両者が和解して良好な関係を再び取り戻せた状態となったとしても、「いじめ防止対策推進法第23条」に基づき、埼玉県教育委員会には報告しなければならない。

【具体的な取り組み】

- ア 教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせ、毅然とした態度で指導する。そして、生活指導主任等に報告し「いじめ防止対策委員会」を招集して事実の確認と組織的な対応の検討を求める。その際、被害者の安全を第一に考えながら、保護者とも連絡を密にして、保護者にも適切に情報を提供する。
- イ 生徒や保護者からいじめではないかという相談を受けた場合には、個人で対応しようと思わずに、直ちに生活指導主任等に報告し「いじめ防止対策委員会」を招集して、事実の確認と組織的な対応の検討を求める。保護者とも連絡を密にし適切に情報を提供する。
- ウ まわりにいた当事者以外の生徒についても、いじめを自分の問題として捉えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることを理解させる。とくに、はやし立てるような行為をしていた生徒については、その行為自体が「いじめ行為」であることを自覚させる。
- エ いじめ行為が、被害者の身体または財産に被害が生じると考えられる場合には、ためらうことなく所轄警察署に通報し適切な援助を求める。
- オ いじめがすでに解消している状態と判断する基準は次のとおりである。
 - (ア) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。
 - (イ) 被害者及びその保護者との面談等により、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ、安心・安全を確保できていること。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」への対処について

本校では、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると判断したとき、またいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると判断したときは、いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」とであると認識し、迅速かつ適切に対処する。

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、生徒が自殺あるいは自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

- (2) 「相当の期間学校を欠席」とは、いじめにより欠席することを余儀なくされている疑いのある欠席日数30日程度を目安とする。
- (3) 重大事態が生じた場合、まず埼玉県教育委員会に概要を報告するとともに、直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、事実の確認と組織的な対応の検討に入る。なお、調査で得た情報は生徒及び保護者に適切に提供する。
- (4) 調査に当たっては、公平性・中立性の確保の観点から、「いじめ防止対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図るものとする。
- (5) 必要に応じて、埼玉県教育委員会や所轄警察署等とも連携しながら対応する。

【重大事態への具体的な対処】

- (ア) 埼玉県教育委員会に「いじめ重大事態」を報告する。
- (イ) 直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、「いじめ重大事態」であるという明確な認識のもと、事実の調査から組織的な対応についての検討に入る。
- (ウ) 被害生徒や在籍生徒、教職員などから、客観的な事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。その際、公平性・中立性の確保に努め、被害生徒の心情、保護者の意向等に配慮し、被害生徒の学校生活への復帰が阻害されないよう十分に注意する。
- (エ) 学校だけでは対応が難しいようであれば、「いじめ・非行対応支援チーム」の協力を埼玉県教育委員会に要請する。
- (オ) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じていると判断された場合は、ためらうことなく所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

第6 その他いじめ防止等に対する取り組み（インターネット上のいじめ）

本校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないように情報モラルの徹底を図る。

- (1) ネット上の不適切な書き込み（ある者に対する誹謗・中傷、プライバシーの侵害等）を発見したら、その記録を保存するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 必要があれば「いじめ防止対策委員会」を招集し組織的な対応を検討する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、その記録を保存するとともに、直ちに所轄警察署に通報し適切な援助を求める。
- (4) 埼玉県教育委員会によるネット上のサイト監視活動と連携し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- (5) 生徒には、情報モラルの意義や重要性について、学校の教育活動全体を通じて理解させる。また、保護者に対しても同様に情報モラルの意義や重要性について発信する。

【具体的な取り組み】

- (ア) 情報等の授業においてインターネットに関してのモラル教育を行う。
- (イ) 生徒に対して、年1回以上はネット上のいじめ、ネットトラブルやネット犯罪防止のための講習会を行う。
- (ウ) 県のネットパトロール等と連携し、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- (エ) 本校としても、定期的にネットを検索するなどしてネット上のいじめや不適切な書き込み等を早期発見できるように努める。

第7 いじめの疑いの発覚からいじめの解消までの流れ

1. いじめの疑いが発覚（直ちに、生活指導主任と学年主任に報告する）



2. いじめ防止対策委員会の招集

管理職・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・その他を招集する。

いじめの疑いの事案があったことの情報共有。および、今後の具体的な調査方法等について検討する。



3. 事実確認と保護者への連絡

生活指導主任と該当する学年主任・学年生徒指導部で事実確認を行う。

担任は、いじめの疑いがあるのでこれから調査するという。および、調査結果と今後の学校の指導については、後日、連絡しあすと保護者に連絡を入れる。



4. いじめの疑いの判断と県生徒指導課への連絡

事実確認により「いじめの疑いあり」と判断（事実確認メンバーで判断）したときは、管理職から県生徒指導課に連絡を入れる。

※連絡内容（いじめの疑いが発覚いたしました。これから詳しく調査して報告します）



5. いじめ防止対策委員会

「いじめ防止対策委員会」を開く。調査内容を確認し、更に調査が必要と思われる事項があれば、調査を続行し、最終的にいじめ行為かどうかの判断をする。この委員会は、個々の事実確認に基づき必要に応じて何度も開催し、調査内容の共有と、今後の具体的な調査方法等について十分に検討していく。



6. 指導原案作成（関係者に対する具体的な指導原案）

いじめ防止対策委員会での判断（いじめ認定）に基づき、生活指導部で指導原案を決定し、職員会議にはかり協議する。



7. 県生徒指導課へ調査結果の報告

管理職から、県生徒指導課に調査報告を入れる。

※報告内容（いじめの疑いの調査結果と今後の指導について報告する）



8. いじめ解消への具体的な取り組み

直ちにいじめ行為を止めさせ、毅然とした態度で指導する。

その際、被害者の安全を第一に考えながら、本人・保護者と連絡を密にして、適切な情報を提供する。



9. いじめ解消の確認（判断基準は下記の(1)(2)の条件を満たしていること

(1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること

(2) 被害者及びその保護者との面談等により、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められ、安心・安全を確保できていること。

第8 いじめ防止対策に向けた年間指導計画

月	1 学年	2 学年	3 学年
4	○新入生オリエンテーション (いじめ防止教育) ○情報モラル教育(情報授業) ○二者面談(担任)	○始業式における生活指導主任注意 (いじめは絶対に許されない) ○事故・被害調査(生活指導部)	
5	○教職員対象のいじめ防止校内研修会(生活指導部)		
6	○ネットトラブル防止講習会(図書情報部) ○第1回 生徒・保護者対象いじめアンケート(生活指導部) ○三者面談(担任) ○教職員対象の特別支援教育研修会(保健環境部) ○第1回 いじめ防止対策委員会(定例)		
7	○終業式における生活指導主任注意(いじめは絶対に許されない) ○夏季休業中の生徒心得(生活指導部)		
8			
9	○始業式における生活指導主任注意(いじめは絶対に許されない) ○事故・被害調査(生活指導部) ○在り方生き方教育(道徳)		
			○在り方生き方教育
10	○第2回 生徒・保護者対象いじめアンケート(生活指導部) ○人権教育講演会 ○二者面談(担任)	【修学旅行特編授業】	○人権教育講演会 ○二者面談(担任) ○在り方生き方教育
11		○在り方生き方教育	
12	○第2回 いじめ防止対策委員会(定例) ○終業式における生活指導主任注意(いじめは絶対に許されない) ○冬季休業中の生徒心得(生活指導部)		
		○在り方生き方教育	
1	○始業式における生活指導主任注意(いじめは絶対に許されない) ○第3回 生徒・保護者対象いじめアンケート(生活指導部) ○事故・被害調査(生活指導部)		
2	【集団宿泊研修特編授業】	○二者面談(担任) ○人権教育講演会	
3	○第3回 いじめ防止対策委員会(定例) (年間評価といじめ防止基本方針の課題と改善) ○終業式における生活指導主任注意(いじめは絶対に許されない) ○春季休業中の生徒心得(生活指導部)		